

税理士の専門家責任と保険制度

吉 澤 卓 哉

税理士の職業リスクに関する民事責任判例は、ここ10数年のうちに、公刊物に搭載されているもののみでも20事例を数えるに至っている。他方、こうした税理士の職業リスクを担保するものとして税理士職業賠償責任保険（以下、「税賠保険」と呼ぶ）が1988年に発売され、以来、多数の保険事故（ほとんどが税理士に損害賠償責任の発生した事案である¹⁾）について保険金が支払われてきた（吉澤 [1996], 市嶋 [1997]）。

こうした税理士の民事責任に関しては既に多数の文献が存在するが²⁾、本稿では判例に表れた税理士の民事責任について、とくに税賠保険の適用の観点からの分析を行い³⁾、そのうえで税賠保険の問題点について検討を行う。

ついでには、まず初めに、税賠保険の構造を解

説し（第1章）、それを踏まえて過去の税理士の職業リスクに関する民事責任判例を税賠保険の観点から分析する（第2章）。そして、この分析結果に基づき、税賠保険適用の具体的な適用上の問題点について検討を行う（第3章）。

第1章 税賠保険の概要

第1節 税賠保険の構造と填補要件

税賠保険は、賠償責任普通保険約款（以下、「普通約款」と呼ぶ⁴⁾）と税理士職業危険特別約款（以下、「特別約款」と呼ぶ）といくつかの特別約款からなる。このうち特に重要なのは特別約款である。

税賠保険は、被保険者が、日本国内において税理士としての業務の遂行にあたり、職業上相当な注意をしなかったことに基づき提起された損害賠償請求について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を填補することになっている（特別約款1条）。つまり、税理士の日本国内における職業リスクのうち、損害賠償責任負担損害を填補するものである。

1) 税理士にたとえ損害賠償責任がなくとも、税賠保険では争訟費用保険金を支払う場合があるが（第1章第2節2参照）、この場合には保険金支払いがあっても税理士に損害賠償責任が発生した訳ではない。

2) たとえば、佐藤 [1990], 首藤 [1993], 須藤 [1994], 加藤 [1995], 布川 [1995], 松沢 [1995], 加藤 [1996], 198頁以下, 後藤 [1996], 関根 [1996], 鳥飼他 [1996], 日税連 [1996], 新井 [1997], 191頁以下, 大江=岩下 [1997], 浪花 [1997], 山田二郎 [1997], 新井 [1998], 首藤 [1998①], 首藤 [1998②], 高野 [1998], 田中 [1998], 水野 [1998], 山田熙 [1998①], 山田熙 [1998②], 南部 [1999]を参照。

3) 税賠保険制度に触れる文献として、たとえば石田他 [1988], 東京海上 [1993], 石田 [1994], 鳥飼 [1995], 加藤 [1996], 226頁以下, 吉澤 [1997], 崎山 [1997], 山田充 [1997]を参照。

4) 普通約款は各保険会社で異なるが、本稿では、日本税理士会連合会税賠保険制度の幹事保険会社（2社）のうちの1社である東京海上火災保険のものを参照した。

1. 被保険者

日本税理士会連合会税賠保険制度に加入した税理士が被保険者となる。ただし、通常は税理士個人としてではなく、税理士事務所単位で一括加入することになっている⁵⁾。そのため、税理士事務所において補助的業務を行う勤務税理士も、被保険者の補助者として業務を行う限りにおいて被保険者となる（特別約款2条⁶⁾。けれども、勤務税理士が被保険者の履行補助者として業務を行うものではない場合や、たとえ被保険者の履行補助者となる場合であっても税理士ではない者については⁷⁾、被保険者とはならない。

なお、こうした被保険者は、税理士資格を有しており、かつ、日本税理士会連合会に備える税理士名簿に登録を受けている必要がある（特別約款6条4号）。

2. 税理士としての業務

填補対象となる「税理士としての業務」とは、税理士法2条1項の1号～3号に定める税務代理、税務書類の作成、税務相談と、これらに付随して行う財務書類の作成や会計帳簿の記帳代行となっている（特別約款3条）。

なお、税理士法2条2項によると、税理士は財務書類の作成や会計帳簿の記帳代行のほか、

その他財務に関する事務を行うことができるとされているが、税賠保険では「その他財務に関する事務」については填補対象としていない。

また、税賠保険は税理士の職業リスクを担保するものであるため、他人の身体障害や他人の財物損壊に関する損害賠償責任は原則として填補対象とはならない（特別約款6条5号）。ただし、税務代理ないしは税務署類の作成において被保険者が受託する財務書類や会計帳簿などの財物損壊に起因する申告、届出、納付などの期限徒過に関する損害賠償責任は填補される（特別約款6条5項但書）。また、「受託物担保特約条項」を付帯することにより、税理士業務のために被保険者が管理する受託物の財物損壊に関する損害賠償責任を復活担保することができる。

3. 損害賠償責任

税賠保険が填補するのは、税理士の負担する民事責任のうち、損害賠償責任だけである（特別約款1条）。したがって、損害賠償責任以外の責任については、たとえ税理士が負担するものであっても保険の填補対象とはならない。

たとえば、税理士がいったん受け取った報酬について依頼人から返還請求を受けるような場合、一般にはこれは、不当利得の返還請求あるいは契約解除に伴う原状回復請求だと考えられ、損害賠償請求ではないため填補対象とはならない。けれども、こうした請求を損害賠償請求と法律構成することも不可能ではないかもしれないので、念のため免責条項を設けている（特別約款6条8号）。

なお、たとえ損害賠償責任が発生する場合であっても、名誉棄損に起因する損害賠償責任は填補対象とならないし（特別約款6条7号。た

5) 崎山 [1997], 45頁参照。したがって、企業の従業員税理士や従業員公認会計士（東京地裁平成7年10月6日判決・判タ912号209頁参照）が顧客に税務相談を行ったことについて損害賠償請求を受けることがあり得るが、税賠保険には加入していない筈である。

6) そのため、税賠保険の填補対象となる「税理士としての業務」の内容を定める特別約款3条において、履行補助者として業務を行う場合を含むと明記されている。

7) 後述第2章【2事件】は、税理士からの名義借り人の行為が問題とされた事案である。

だし、「名誉き損担保特約条項」を付帯することにより復活担保することができる)、また、契約加重責任については加重部分は填補対象とならない(特別約款5条9号)。

第2節 填補内容

税賠保険で填補されるのは、賠償保険金と費用保険金である。

1. 賠償保険金

賠償保険金とは、被保険者の被害者に対する賠償債務の弁済としての支出について、保険金として支払われるものである(普通約款2条1項前段)。

2. 費用保険金

費用保険金とは、保険事故に関して被保険者が負担する費用のうち、一定のものについて支払われるものであるが(普通約款2条1項後段、12条)、その中でも中心となるのが争訟費用保険金である。これは、損害賠償責任に関する争訟について被保険者が負担する費用のうち、保険会社の同意を得て支出したものであるが(普通約款12条2項)、主として訴訟時の被保険者の防衛費用(弁護士報酬など)がこれにあたる。

したがって、被保険者が損害賠償請求訴訟を提起されたものの裁判所が被保険者の責任を否定した場合には、賠償保険金が支払われることはないが、防衛に要した被保険者側の弁護士報酬はこの争訟費用保険金として填補される。

第3節 主な免責条項

1. 附帯税相当損害

税賠保険では、租税の附帯債務に相当する損

害に関する賠償保険金は免責となっている(特別約款5条1項)。具体的には、国税の附帯債務である附帯税のうちの加算税(過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税)⁸⁾と延滞税と利子税、および、地方税法の附帯債務である加算金(過少申告加算金、不申告加算金)⁹⁾と延滞金、に相当する損害について、賠償債務の弁済として被保険者が被害者に支払うものである。

なお、免責となるのはあくまでも附帯税相当損害に関する賠償保険金であって、費用保険金は免責とはならない(なお、正確には、附帯税は国税の附帯債務のことであるが、以下では便宜的に地方税の附帯債務も含めて「附帯税」あるいは「附帯税制度」と呼ぶ)。

2. 「本来納付すべき税額」相当損害

税賠保険では、「本来納付すべき税額」に相当する損害に関して、被保険者が被害者に行う支払は、名目のいかんを問わず、免責となっている(特別約款5条2項)。

一般にこうした事例として考えられるのは、無申告、不納付、過少申告、過少納付などの場合において、期限後申告、修正申告、更正、決定、期限後納付、滞納処分などによって納付すべきこととなる本税である。これらは例示であり(特別約款5条2項の冒頭部分にはこの例示の一部が掲げられている)、「本来納付すべき税額」に相当するこのような損害は免責となる。

一般に、申告税額または納付税額に関する過誤は、過大申告・納付と過少申告・納付に分類

8) 重加算税を課される場合には、重加算税に相当する損害のみならず、その事案に関するすべての損害賠償責任が免責となる(特別約款6条6号)。

9) 前注に同じ。

することができる¹⁰⁾。特別約款 5 条 2 項は、このうち過少申告・納付（還付申告の場合は過大還付）の過誤事案について、「本来納付すべき税額」に相当する損害に関する支払部分を特に免責とするものである。

これは、税賠保険制度が税務行政を阻害することのないように配慮して設けられた規定であるとともに、過少申告・納付事案における保険会社の損害処理の困難さを回避する役割も果たしている。したがって、たとえ被保険者に損害賠償責任が発生したとしても免責となる。

なお、この免責条項は附帯税免責条項（特別約款 5 条 1 項）とは異なり、賠償保険金のみならず費用保険金についても、被害者に対する支払を全て免責とするものとなっている（換言すると、被害者に対する支払ではないものは本条項では免責とはならない）。

3. 被保険者の悪性の高い行為

被保険者が行った犯罪行為（故意犯のみ）、不誠実行為、法令違反や加害を認識しながら行った行為に起因する損害賠償責任は免責である（特別約款 6 条 1 号。後述第 2 章【1 事件】参照）。

また、税の賦課・徴収を不正に免れたり、税の還付を不正に受けたりすることについて、被保険者が指示・相談などを行ったことに起因する損害賠償責任は免責である（特別約款 6 条 2 号）。

さらに、故意に真実に関する税務代理や税務書類作成を被保険者が行ったことに起因する損害賠償責任は免責である（特別約款 6 条 3 号）。

なお、重加算税や重加算金を課された事案については保険填補されない（特別約款 6 条 6 号）。これは、かような事案においては納税者の悪質性が高く、たとえ税理士がこうした行為に積極的に関与していなかったとしても（あるいは、保険会社が税理士の故意をたとえ立証できなくとも）、保険填補しないことにしたものである。

第 2 章 税理士の民事責任に関する判例

本章では、税理士の民事責任に関する民事判例の概要を税賠保険適用の観点から振り返るとともに、もし仮に、税賠保険が付保されていたとした場合に、それぞれの事案が税賠保険でどう扱われるかを推定しながら、税賠保険の問題点を洗い出すことにする。

以下、公刊物に登載された 20 事例について、事例毎に、判決年月日順に判決例を見ていきながら、税賠保険適用の可能性を検討する¹¹⁾。たとえ税理士に損害賠償責任が発生しなくとも、税賠保険として填補対象となる保険事故であれば争訟費用保険金が支払われることになるし、具体的な状況次第では裁判所が請求を認容することもあり得るので、判例の検討においては、裁判所が棄却した請求原因についても考察する（したがって、仮に裁判所が請求を認容した場合に税賠保険の適用がどうなるか、という観点から検討する）。

なお、前述のとおり、附帯税免責条項（特別

10) 還付申告を行う場合には、過少還付が過大納付にあたり、過大還付が過少申告に相当する。

11) 当然のことながら、判例誌に表れた情報を基にした推論にすぎない。特に、本税部分は、修正申告、期限後申告、期限後納付等によるものである場合は免責条項（特別約款 5 条 2 項）の適用対象となるが、そうした情報が判例誌には十分表れていないことがある。

約款5条1項)で免責となるのは賠償保険金のみであり、また、「本来納付すべき税額」(特別約款5条2項)として免責となるのは被害者に対する支払のみである(なお、以下では、両者ともに賠償保険金が免責となって、争訟費用保険金が填補対象になるものとして議論を進める)。

1. 仙台地裁昭和61年判決および仙台高裁昭和63年判決事件【1事件】

この事件は、税理士がある法人に関する虚偽の法人税確定申告書控や帳簿を作成し、それを信じて当該法人の債務保証をしたと主張する個人(依頼人ではない人物で、やがて当該法人の取締役に就任している)が、法人倒産によって保証履行せざるを得なくなったことによる損害(4,252万円)のうち2,000万円について、税理士に一部請求したものである。

税理士の民事責任を追及する裁判では、請求者と税理士との間に委任関係が存在し、また、税理士の過誤による業務処理内容を問題とするものがほとんどである。しかるに、本件では、原告と税理士との間には委任関係が存在せず、また、税理士の故意による加害事案であり、税理士の民事責任判例の中では極めて特異な事例である。逆に言うと、信頼関係を前提とした委任関係が両者間に存在せず、かつ、故意不法行為であったからこそ、税理士の民事責任を追及する初めての裁判に発展したと言えるかもしれない。

① 仙台地裁昭和61年9月11日判決(公刊物掲載なし)【1①判決】

裁判所は、税理士の虚偽書類作成は事実であるとして税理士の故意は認めたものの、虚偽書類作成と債務保証行為との間に因果関係がないとして請求を棄却した。

② 仙台高裁昭和63年2月26日判決(上告。判時1269号86頁,判タ663号141頁,金法1199号26頁)【1②判決】

裁判所は、損害を与えることを知りながら税理士があえて作成したものであるとして税理士の故意を認定するとともに(1審同様)、虚偽書類作成と債務保証行為との間に因果関係があり、また、保証履行額のうち回収不能分が損害となるとして、請求額全額を被害者の損害額として認定した。ただし、債務保証開始時期から、依頼人は債務者の取締役に就任しており、帳簿閲覧等により虚偽事実をもっと早期に発見できたとして、50%の過失相殺を適用して1,000万円の賠償を命じた。

③ 税賠保険適用の検討

故意免責条項(普通約款5条1号)や犯罪行為等免責条項(特別約款6条1号。少なくとも、認識ある加害行為に該当すると考えられる)に抵触するため、税賠保険の填補対象とはならないと考えられる¹²⁾。

2. 岐阜地裁昭和61年判決事件【2事件】

この事件は、法人税の確定申告や源泉徴収税の納付に関して、税理士が損害賠償請求を受けたものである。

① 岐阜地裁大垣支部昭和61年11月28日判決(確定。判時1243号112頁。判例評釈として山田二郎[1988]を参照)【2判決】

原告たる依頼人は、第1に、法人税の確定申告遅延により税還付が遅れたため、法人解散の方法で税還付を受けざるを得なくなったとし

12) そもそも「税理士としての業務の遂行にあたり」という填補要件に該当するか否かという問題があるが、これについては後掲注26を参照。

て、慰謝料300万円および税還付遅延による金利損害として534万円弱を税理士に請求した。裁判所は、税理士（の名義借人）に確定申告遅延の責任がないとして、請求を棄却した。

第2に、法人税確定申告の懈怠によって源泉徴収税が未納となったとして、不納付加算税と延滞税の損害として140万円強を税理士に請求した。裁判所は、税理士（の名義借人）に確定申告遅延の責任がないとして、請求を棄却した。

第3に、法人税確定申告において前受金を誤って益金計上したとして、前受金の益金計上による金利損害として474万円強を税理士に請求した。裁判所は、そもそも会計帳簿の調整は税理士の義務権限外であるとして、請求を棄却した。

② 税賠保険適用の検討

本件は税理士の名義貸しの可能性高く、法令違反を認識しながら行った行為に起因する賠償責任として免責条項（特別約款6条1号）に該当するものと思われる。

なお、仮にこの問題がないとすると、第1の請求は税賠保険の填補対象となり得るが、第2の請求は附帯税免責条項（特別約款5条1項）に該当するため賠償保険金は免責となる（ただし、争訟費用保険金は填補される）。問題は第3の請求であるが、この点は第3章第2節1で検討する。

3. 横浜地裁平成元年判決事件【3事件】

この事件は、依頼人たる相続人が相続税の確定申告と農地納税猶予の適用申請を依頼したが、税理士が期限内申告時に納税猶予の適用申請を怠ったため納税猶予を受けられなかったとして、損害賠償を請求したものである。具体的

な損害としては、納税猶予を受けられずに農地の相続税相当額の損害を被ったとして977万円弱を、相続税が高額となったため分納せざるを得ず、利子税相当額の損害が発生したとして101万円弱を、損害賠償請求のための弁護士費用として179万円を請求した。

① 平成元年8月7日判決（控訴。判時1334号214頁。判例評釈として南川〔1990〕参照）

【3判決】

裁判所は、農地の納税猶予の適用申請については相続財産の一部分割協議でもよいとの説明を怠ったものであるとして、税理士の過失を認めた。

けれども、裁判所は次のような理由で請求を棄却した。まず、申告期限内に一部分割協議が成立した可能性は低く、因果関係がない。また、納税猶予の適用を受けても当然に納税を免除される訳ではなく、また依頼者自身が農地の生前一括贈与を受けた際に納税猶予の適用を受けたものの、途中で自らの意思で猶予を打ち切って農地を売却しており、さらに本件農地は市街化区域内にあって宅地転用が容易であり、かつ、周辺土地は区画整理事業で宅地化が予定されており、現実の損害が発生していないと判断した。

② 税賠保険適用の検討

相続税相当額の請求については、税賠保険の填補対象になり得ると思われる。他方、利子税相当額の請求については、附帯税免責条項（特別約款5条1項）に該当するため賠償保険金は免責となる（ただし、争訟費用保険金は填補される）。なお、相続税相当額の損害の賠償請求のための弁護士費用損害については填補対象となり得るが、利子税相当額の損害の賠償請求のための弁護士費用請求については第3章第3節

1(2)で検討する。

4. 東京地裁平成2年判決事件【4事件】

所得税の相談・申告を依頼したが、通達に反する税理士の誤指導により事業用資産の買換特例が適用されず、依頼人は税務署の勧告に従って修正申告をせざるを得なくなり、所得税・地方税・加算税相当額の損害が発生したとして4,327万円強を請求したものである。

① 東京地裁平成2年8月31日判決（控訴。判タ751号148頁，判時1463号88頁）【4判決】

通達は行政解釈指針に過ぎず、税理士の判断にも相当の根拠があり、かつ、税理士は修正申告に反対しており、また、税理士の行為と依頼人の損害との間に相当因果関係がないとして、裁判所は請求を棄却した。

② 税賠保険適用の検討

加算税相当額の請求については、附帯税免責条項（特別約款5条1項）に該当するため賠償保険金は免責となる（ただし、争訟費用保険金は填補される）。所得税・地方税相当額の請求については、「本来納付すべき税額」（特別約款5条2項）に該当するため免責となる（ただし、争訟費用保険金は填補される）。

5. 東京地裁平成4年判決事件【5事件】

所得税の相談・申告に関して、依頼人が税理士に損害賠償を請求した事例である。

① 東京地裁平成4年7月31日判決（控訴。判時1463号88頁）【5①判決】

原告たる依頼人は、第1に、税理士の誤指導により買換特例が受けられなかったため、所得税相当額の損害が発生したとして2,170万円弱を税理士に請求した。裁判所は、税理士の勧奨・申告内容は租税特別措置法の法意や課税実

務の一般的な取扱いに反するものであったとしたものの、依頼人の損害との間に因果関係がなく、また依頼人に損害発生もないとして請求を棄却した。

第2に、確定申告書に過誤による違算あったため、修正申告による過小申告加算税と延滞税の損害が発生として138万円強を税理士に請求した。裁判所は、税理士は基本的な注意義務に違背しているとして、請求額同額を認容した。なお、延滞税損害について、税理士は損益相殺の主張をしたが、裁判所は認めなかった。

第3に、税理士の不当な対応によって精神的損害を被ったとして慰謝料100万円を税理士に請求した。裁判所は、謝料支払をもって償うべき原因事実はなかったとして請求を棄却した。

第4に、上記2つの請求のために弁護士費用損害が発生したとして100万円を税理士に請求した。裁判所は、不法行為と因果関係のある損害であるとして、30万円の賠償を命じた。

② 税賠保険適用の検討

第1の請求（所得税相当額の損害の請求）については、税賠保険では填補対象になり得ると思われる¹³⁾。第2の請求（加算税・延滞税相当額の損害の請求）については、附帯税免責条項（特別約款5条1項）に該当するため賠償保険金は免責となる（ただし、争訟費用保険金は填補される）。第3の慰謝料請求については、填補対象となり得る。第4の請求については、慰謝料請求のための弁護士費用は填補対象となり得るが、加算税・延滞税相当額の損害の請求のための弁護士費用については第3章第3節1(2)で検討する。

13) 認識ある法令違反行為として免責（特別約款6条1号）となる可能性もあり得よう。

6. 神戸地裁平成5年判決事件【6事件】

この事件は、法人解散時の法人税申告や所得税源泉徴収に関して、依頼人から税理士が損害賠償請求を受けたものである。

① 神戸地裁平成5年11月24日判決（控訴。判時1509号114頁，判タ870号199頁）【6判決】

原告たる依頼人は、第1に、法人解散時の法人税申告に関する税理士の誤指導により、事業用資産の買換特例による売却益繰延ができず、また、法人を早期解散したため繰越欠損金の損金算入ができなかったため、法人税の過大納付による損害を被ったとして2,686万円強を税理士に請求した。裁判所は、税務職員による誤指導があったとはいえ、税理士に責任があり、また、請求されている損害は税理士の誤った教示により発生した損害であるとして、請求額同額の賠償を命じた。なお、依頼人の損害について損益相殺もなく、また、依頼人に過失相殺事由もなかったとした。

第2に、法人解散時の法人税申告において税理士が同族会社の留保金課税の申告失念したため、延滞税の損害を被ったとして27万円弱を請求した。裁判所は、税理士が申告を失念したものであり、依頼人は延滞税額相当額の損害を被り、かつ、税理士の過失と相当因果関係ある損害であるとして、請求額同額の賠償を命じた。

第3に、法人解散時の退職金に関する税理士の所得税源泉徴収漏れにより、不納付加算税と延滞税相当額の損害を被ったとして34万円弱を請求した。裁判所は、税理士には納付期限教示の機会がなかったため責任がないとして請求を棄却した。

② 税賠保険適用の検討

第1の請求については、法人税の解散確定申告において行った欠損金の損金算入が本来は認

められないものであるため、後日修正申告を行ったものであるが、これは特別約款5条2項に抵触し、「本来納付すべき税額」として免責となる（ただし、争訟費用保険金は填補される）。

第2と第3の請求については、附帯税免責条項（特別約款5条1項）に該当するため賠償保険金は免責となる（ただし、争訟費用保険金は填補される）。

7. 東京地裁平成5年判決事件【7事件】

① 東京地裁平成5年12月15日判決（控訴。判時1511号89頁）【7判決】

法人税申告において、税理士が有価証券売却損の過大計上を行うとともに、事業用不動産の買換において土地部分のみを圧縮記帳の対象として建物部分を圧縮記帳の対象としなかったため、修正申告で法人税等相当額の損害を被ったとして1億円を税理士に請求した¹⁴⁾。

裁判所は、圧縮記帳漏れは税理士に責任がある。依頼人の損害としては、圧縮記帳漏れによる圧縮記帳は課税の延期にすぎないので、実際の申告・納付税額から、圧縮記帳した場合に法定償却期間を通じて増加する法人税等の総計（中間利息を控除する）を控除した金額となる。そして、依頼人の送付資料が不完全で、また、依頼人は誤解を与える文書を送付していたとして50%の過失相殺を適用し、3,089万円強の損害賠償を命じた。

② 税賠保険適用の検討

14) 正確には、原告たる依頼人の主張する総損害額（1億1,794万円弱）の中には当初申告分の法人税等も若干含まれているが、原告の請求は一部請求（1億円）であるため、訴訟で請求されているのは全て修正申告部分と考えてよいと思われる。

本件は【2事件】同様、税理士の名義貸しの問題があるが、それをさておくとしても、さらに次のような問題がある。すなわち、本件は修正申告において有価証券売却損の過大計上を適正額に修正したものの、圧縮積立金積み立ての経理は確定決算でしか行えないためにその額の修正ができなかったものである。

ここで問題となるのが、特別約款5条2項の適用可能性である。有価証券売却損の過大計上に伴う修正申告が存在しなければ、単なる圧縮記帳漏れに伴う法人税の過大納付事案として税賠保険の填補対象となる。しかしながら、本件では有価証券売却損の過大計上と建物部分の圧縮記帳見送りとは密接に関連しているとも言えよう（有価証券売却損を適正計上して修正申告にならなければ、建物部分の圧縮記帳も行ってた筈であり、そもそも紛争にはならなかったと思われる）。

したがって、特別約款5条2項の趣旨からしても、本件は「修正申告により納付すべきこととなる本税等の本来納付すべき税額の全部もしくは一部に相当する金額」として、免責となる可能性が高いと思われる（ただし、争訟費用保険金は填補される）。

8. 横浜地裁平成6年判決および東京高裁平成7年判決事件【8事件】

この事件は、相続税の相続財産分割後の期限後申告において、税理士に延納の助言義務違反があったものとして、延納不能によって延滞税と利子税の差額1,545万円弱と慰謝料500万円を請求したものである。

① 横浜地裁平成6年7月15日判決（控訴。公刊物掲載なし）【8①判決】

裁判所は、税理士は延納許可申請を受任して

おらず、また、延納に関する助言は付随的義務の対象でもないものとして、請求を棄却した。

② 東京高裁平成7年6月19日判決（上告。判時1540号48頁，判タ904号140頁。判例評釈として長尾〔1996〕を参照）【8②判決】

裁判所は、納付に関する指導・助言は相続税確定申告に伴う付随的義務であるとして税理士の責任を認め、延滞税と利子税の差額1年分を依頼人の損害額として認定し、依頼人は延納制度の存在を熟知していたとして30%の過失相殺を適用して、835万円弱の賠償を命じた。ただし、慰謝料請求については認めていない。

③ 税賠保険適用の検討

延滞税と利子税の差額の請求については、附帯税免責条項（特別約款5条1項）に該当するため賠償保険金は免責となる（ただし、争訟費用保険金は填補される）。慰謝料請求については填補対象になり得るとされる。

9. 大阪地裁平成7年判決および大阪高裁平成8年判決事件【9事件】

この事件は、相続税申告において、相続財産たる土地の都市計画利用規制を税理士が誤認して過小申告になってしまったため、加算税損害を被ったとして557万円弱を、延滞税損害を被ったとして269万円弱を、損害賠償請求のための弁護士費用を要したとして85万円を賠償請求したものである。

① 大阪地裁平成7年1月24日判決（控訴。公刊物掲載なし）【9①判決】

理由は不明であるが、裁判所は請求を棄却した。

② 大阪高裁平成8年3月15日判決（確定。判

時1579号92頁)【9②判決】

裁判所は、税理士に都市計画利用規制の調査義務違反があったとした。

そして、過小申告による加算税・延滞税の損害については、税理士の義務違反により発生した損害であるとして請求額同額の賠償を命じた。損害賠償請求のための弁護士費用については、債務不履行と相当因果関係のある損害ではないとして請求を棄却した。

③ 税賠償適用の検討

加算税・延滞税相当額の請求については、附帯税免責条項(特別約款5条1項)に該当するため賠償保険金は免責となる(ただし、争訟費用保険金は填補される)。加算税・延滞税相当額の損害賠償請求のための弁護士費用の請求については、第3章第3節1(2)で検討する。

10. 京都地裁平成7年判決および大阪高裁平成8年判決事件【10事件】

この事件は所得税申告において、事業用および居住用資産の買換特例適用に関する税理士の誤指導により修正申告に至ったため、譲渡所得税損害(県・市民税損害を含む)、過小申告加算税損害、延滞税・延滞金の損害、督促手数料損害を被ったとして税理士に損害賠償請求したものである。

① 京都地裁平成7年4月28日判決(控訴。税理士界1094号)

裁判所は、事業用資産・居住用資産とも、買換特例適用済の事実を看過したことについて税理士に責任があるとした。

損害としては、まず、譲渡所得税損害については、事業用資産に関しては、資産売却自体に伴って当然に課せられるものであって、因果関係がないとして請求を棄却した。また、居住用

資産に関しては、税負担のために売却を断念したとは認められず、因果関係がないとして請求を棄却した。

過小申告加算税の損害については賠償すべき損害として認定した(ただし、事業用資産に関する加算税については、20%の過失相殺を適用した)。延滞税・延滞金の損害については、損害は民事法定利息との差額であるとして損益相殺を行ったうえで、賠償すべき損害として認定した(ただし、事業用資産に関する加算税については、20%の過失相殺を適用した)。督促手数料の損害については、因果関係がないとして請求を棄却した。

② 大阪高裁平成8年11月29日判決(納税通信2451-4)【10②判決】

裁判所は、事業用資産に関しては、依頼人自身が過去の譲渡を否定しているため、税理士は課税庁に赴いてまで過去の申告歴を調査する必要はなく、税理士には責任がないとした。

他方、居住用資産に関しては、特例適用歴の存在を失念して申告しており、修正申告による損害については税理士に責任があるとした。そして、損害としては、まず、譲渡所得税損害については、譲渡所得を得たことを原因として法律上当然に課されるもので、因果関係がないとして請求を棄却した。過小申告加算税の損害については、請求額同額を賠償すべき損害と認定した。延滞税の損害については、民事法定利息との差額を賠償すべき損害として認定し、損益相殺を行った。督促手数料の損害については、因果関係がないとして請求を棄却した。

③ 税賠償適用の検討

事業用資産・居住用資産とも、請求された損害別に次のようになる。まず、譲渡所得税相当額の請求については、修正申告による「本来納

付すべき税額」であるため免責となる（特別約款5条2項。ただし争訟費用保険金は填補対象となる）。

また、過小申告加算税や延滞税・延滞金相当額の請求については、附帯税免責条項（特別約款5条1項）に該当するため賠償保険金は免責となる（ただし、争訟費用保険金は填補される）。

そして、督促手数料の損害についてのみ、税賠保険の填補対象となり得る。

11. 東京地裁平成7年判決事件【11事件】

この事件は、相続税の申告および物納手続に関して税理士が損害賠償請求を受けたものである。

① 東京地裁平成7年11月27日判決（控訴。判時1575号71頁，判タ925号214頁。判例評釈として品川 [1996①]，林 [1997]，山崎 [1997] を参照）【11判決】

原告たる依頼人は、第1に、相続税の物納の手続を依頼したにもかかわらず税理士が手続を履行しなかったため、土地売却損害を被ったとして3億1,514万円強を、また、利子税損害を被ったとして6,559万円弱を請求した。裁判所は、税理士は物納を依頼されたのに延納を行ったことは義務違反であるとして責任を認めた。そして、土地売却損害については、物納評価額（土地の場合は路線価）と現実の売却により得た代金手取額との差が損害額となるとして、1億9,015万円弱の賠償を命じた。また、利子税損害については、土地の賃料収入相当額を損益相殺したうえで4,651万円強の賠償を命じた。

第2に、税理士の相続税申告内容が杜撰だったので過小申告となったため、過小申告加算税の損害を被ったとして2,222万円弱を請求し

た。裁判所は、税理士の杜撰な申告内容は義務違反であるとして、請求額同額を賠償すべき損害として認定した。

第3に、税理士の業務遂行内容は上記のとおりであったので（物納手続の不履行と、杜撰な申告内容による過小申告）、税理士に預けた費用の返還として2,198万円を請求した。裁判所は、税理士に義務違反があり、委任の本旨に反しているため、税理士は報酬を受領できないとして、請求額全額の返還を命じた。

② 税賠保険適用の検討

土地売却損害の請求については、税賠保険の填補対象になると思われる。他方、利子税や過小申告加算税相当額の請求については、附帯税免責条項（特別約款5条1項）に該当するため賠償保険金は免責となる（ただし、争訟費用保険金は填補される）。税理士報酬の返還請求については、損害賠償責任ではないので、そもそも税賠保険の填補対象とはならず（特別約款1条）、また、税理士報酬に関する免責条項（特別約款6条8号）にも該当するので、填補対象とはならない。

12. 東京地裁平成8年2月判決事件【12事件】

① 東京地裁平成8年2月23日判決（控訴。判時1576号63頁，判タ922号246頁）【12判決】

この事件は、相続税対策の相談をしていた原告は、変額保険の説明義務違反によって損害を被ったが、税理士は変額保険勧誘者に準じる立場にあったとして、変額保険解約返戻金と借入金返済金との差額の損害を被ったとして1億3,643万円強を、弁護士費用損害として1,363万円を賠償請求したものである。

裁判所は、税理士は生命保険募集人を紹介したに過ぎないので責任がないとして、税理士に

対する請求を棄却した。

② 税賠保険適用の検討

生命保険募集人の紹介が「税理士としての業務」に該当するか否か問題があり、第3章第2節2で検討する。

13. 東京地裁平成8年3月判決事件【13事件】

① 東京地裁平成8年3月26日判決（控訴。判時1576号77頁，判タ922号236頁）【13判決】

この事件は、相続税対策の相談をしていた原告は、変額保険に関する税理士の説明義務違反により損害を被ったとして賠償請求したものである。裁判所は、税理士は正しい判断材料を与えるような具体的助言をしておらず、不法行為に該当するとして税理士の責任を認定した。

損害に関しては、第1に、原告は保険料と解約返戻金との差額として4,324万円弱を請求したが、裁判所は、税理士の不法行為により生じた損害であるとしつつも、高額な保険に加入する者として余りに軽率だったとして80%の過失相殺を適用し、865万円弱の賠償を命じた。

第2に、原告は銀行からの借入利息と借入費用として4,804万円弱を請求したが、裁判所は、不動産処分によらないで銀行借入をしたのは依頼者の合理的な行動の結果であり、税理士の不法行為と因果関係がないとして請求を棄却した。

第3に、原告は既払の税務相談料の返還として10万円を請求したが、裁判所は、不適切ながらも職務はなされたとして請求を棄却した。

第4に、原告は弁護士費用損害として600万円を請求したが、裁判所は、賠償すべき損害額および訴訟の困難度より判断して、90万円を賠償すべき損害と認定した。

② 税賠保険適用の検討

本件では変額保険に関する税理士の説明とともに保険勧誘の事実が認定されている。したがって、旧保険募集の取締に関する法律9条（現保険業法275条）に違反する法令違反行為免責条項（特別約款6条1号）に該当するものとして、税賠保険では免責となる可能性がある。

仮に、この問題がないとすると、税賠保険の適用は以下のとおりとなる。まず、保険料と解約返戻金との差額の請求や、銀行からの借入利息と借入費用の請求については、税賠保険の填補対象になり得る。

他方、税務相談料の返還請求については、損害賠償責任ではないので、そもそも税賠保険の填補対象とはならず（特別約款1条）、また、税理士報酬に関する免責条項（特別約款6条8号）にも該当するので、填補対象とはならない。

損害賠償請求のための弁護士費用の請求については、税務相談料返還以外の損害賠償請求のための部分は填補対象となり得るが、税務相談料返還請求のための部分は第3章第3節1(2)で検討する。

14. 東京地裁平成8年12月判決事件【14事件】

① 東京地裁平成8年12月4日判決（確定。判タ979号174頁）【14判決】

免税業者である依頼人の消費税課税方式の選択に関して、税理士が本則課税を選択しなかったため（つまり、期限までに消費税課税事業者選択届出書を提出しなかったため）、消費税の還付が受けられなかったとして、その分の消費税損害である559万円弱の賠償を求めたものである。

裁判所は、消費税課税方式に関する選択届出

書の提出期限の8か月前に、被告税理士との顧問契約が解除されており、税理士には責任がないとして請求を棄却した。

② 税賠保険適用の検討

税賠保険では填補対象になり得ると思われる。

ただし、判例誌には詳細な事実が表れていないので判然としないが、もし、還付が受けられないにもかかわらず還付申告を行っていた場合には、特別約款5条2項に抵触して賠償保険金は免責になると思われる（ただし、争訟費用保険金は填補される）。

15. 大阪地裁平成9年判決および大阪高裁平成10年判決事件【15事件】

この事件は、法人税の申告に関して、次のとおり税理士の責任を追及したものである。

まず第1に、税理士が、法人税基本通達に反する債権償却を行ったため、また、有価証券の評価について十分な確認もせぬまま低価法を採用したため、更正処分を受けた。その結果、過小申告加算税や延滞税として2,043万円弱の損害を被った。

第2に、平成2年分の申告について、税理士が債権償却特別勘定の認定申請を怠ったため損金算入ができず、事業税や地方税として1,715万円強の損害を被った。

第3に、平成3年分の申告について、税理士が債権償却特別勘定の認定申請を怠ったため損金算入ができず、事業税や地方税として110万円強の損害を被った。

第4に、上記の3請求のための弁護士費用相当額として、230万円弱の損害を被った。

① 大阪地裁平成9年5月20日判決（控訴。判時1633号113頁）【15①判決】

裁判所は次のとおり判断した。

まず、第1の点について、基本通達に反する処理を行う場合には、合理性、必要性、依頼人への十分な説明、依頼人の承諾が必要であるが、税理士にはそれらが欠けていた。また、税理士は有価証券評価方法の届け出の有無を確認すべきなのに怠ったとして税理士の責任を認めた。損害のうち、過小申告加算税損害については賠償すべき損害としつつも、基本通達に反する処理を行うことは依頼人も承知していたとして50%の過失相殺を適用のうえ、307万円強の賠償を命じた。損害のうち、延滞税損害については、依頼人の納税資金事情により生じたもので因果関係がないとして請求を棄却した。

第2の点について、個々の債権に関する回収の難易等を税理士は知らされていなかったとして、請求を棄却した。

第3の点について、債権償却特別勘定制度の存在や認定申請に関して、税理士には教示すべき義務があったのに怠ったとして責任を認定するも、損害との因果関係が不明であり、また、損害の立証もないとして請求を棄却した。

第4の点について、上記判断を基に、30万円を賠償すべき損害と認定した。

② 大阪高裁平成10年3月13日判決（上告。判時1654号54頁）【15②判決】

裁判所は次のとおり判断した。

まず、第1の点について、原審と同様に税理士の責任を認めた。損害のうち、過小申告加算税損害については賠償すべき損害としつつも（ただし、一部は本件と関係がない）、基本通達に反する処理を行うことは依頼人も承知していたとして50%の過失相殺を適用のうえ、299万円弱の賠償を命じた。損害のうち、延滞税損害については、依頼人の納税資金事情により生

じたもので因果関係がないとして請求を棄却した。

第2の点について、原審と同様の理由で請求を棄却した。

第3の点について、債権償却特別勘定制度の存在や認定申請に関して、税理士には教示すべき義務があったのに怠ったとして責任を認定するも、競売手続取消決定を受けたことを税理士に遅滞なく報告しておらず、税理士が認定申請できたとは認められないとして請求を棄却した。

第4の点について、上記判断を基に、30万円を賠償すべき損害と認定した。

③ 税賠償適用の検討

第1の請求（過少申告加算税や延滞税相当額の損害の請求）は、附帯税免責条項（特別約款5条1項）に該当するため賠償保険金は免責となる（ただし、争訟費用保険金は填補される）。

第3の請求は、過少申告の結果、更正処分を受けた「本来納付すべき税額」に相当する損害の請求であるので、たとえ裁判所がこの請求を認容したとしても、賠償保険金は免責となる（特別約款5条2項。ただし、争訟費用保険金は填補される）。

第2の請求は、還付申告ができないにもかかわらず還付申告を行って税務署長から理由がない旨の通知を受けたものであり、第3の請求と同様に、たとえ裁判所がこの請求を認容したとしても、賠償保険金は免責となる（特別約款5条2項。ただし、争訟費用保険金は填補される）。

第4の請求については、結局、第1の請求に関する弁護士費用損害が認容されているが、これについては第3章第3節1(2)で検討する。

16. 東京地裁平成9年9月判決事件【16事件】

① 東京地裁平成9年9月2日判決（確定。判タ986号174頁）【16①事件】

この事件は、消費税の課税方式の選択に関して、税理士が誤って簡易課税方式を選択したため消費税の還付が受けられなかったとして、還付不可となった消費税の損害である1,915万円弱を請求したものである。

裁判所は、簡易課税の方が有利になる可能性も高かったため税理士には責任がないとして請求を棄却した。

② 税賠償適用の検討

税賠償では填補対象になり得ると思われる。

17. 東京地裁平成9年10月判決事件【17事件】

① 東京地裁平成9年10月24日判決（確定。判タ984号198頁）【17判決】

この事件は、2つの居住用財産の譲渡所得の申告について、原則どおりに資産引渡ベースで2年度に分けて修正申告と期限内申告をしたため過大納付となったとして、譲渡所得税損害と住民税の損害である3,016万円強を請求したものである。

裁判所は、税理士としては、効力発生日ベースを選択のうえ（所得税法基本通達36-12）、同一年度の収入として一括して修正申告すれば良かったとして税理士の責任を認めた。そして、両取引に長期譲渡所得の課税軽減が適用された（租税特別措置法31条の3、地方税法附則34条の3）場合の税額との差額が賠償すべき損害になるとして、請求額同額を認定した。

② 税賠償適用の検討

税賠償では填補対象になると思われる。

18. 千葉地裁平成9年判決事件【18事件】

① 千葉地裁平成9年12月24日判決（控訴。判タ980号195頁）【18判決】

この事件は、相続税の申告に関して、次のとおり税理士の責任を追及したものである。

まず税理士の責任に関しては、税理士が、過小な土地評価額を採用し、また、積立型火災保険返戻金の申告を脱漏し、さらに、定期預金の申告を脱漏したため、原告たる依頼人は修正申告をせざるを得なくなったと主張した。

裁判所は、鑑定も実施せずに路線価以下の価格で評価したことや、火災保険を掛け捨て型と即断したことには税理士の義務違反があったものの、定期預金申告については依頼者より十分な説明なく、税理士には義務違反がなかったと判断した。

次に、損害に関しては、第1に、原告たる依頼人は修正申告により過小申告加算税と延滞税の損害が発生したとして365万円強を請求し、裁判所はそのうち358万円強を賠償すべき損害と認定した。

第2に、修正申告により精神的損害を被ったとして、慰謝料80万円（20万円×4依頼人）を請求したが、裁判所は慰謝料をもって償う原因事実がないとして請求を棄却した。

第3に、弁護士費用相当額として200万円を請求したが、裁判所は、債務不履行と相当因果関係のある損害でないとして請求を棄却した。

第4に、債務不履行に基づく税務代理契約解除に伴って既払報酬の一部の原状回復を請求したが、裁判所は、既履行部分については解除による原状回復請求はできないとして請求を棄却した。

なお、本件では逆に、税理士からの反訴請求として、修正申告分の報酬である62万円弱が請

求されたが、裁判所は、依頼人には追加事務処理の履行請求権があるので税理士は報酬を請求できないとして請求を棄却した。

② 税賠保険適用の検討

過小申告加算税・延滞税相当額の損害の請求については、附帯税免責条項（特別約款5条1項）に該当するため賠償保険金は免責となる（ただし、争訟費用保険金は填補される）。

慰謝料請求については填補対象になり得ると思われる。

弁護士費用請求のうち、慰謝料請求に要する部分は填補対象となり得るが、加算税・延滞税相当額の損害の請求に要する部分については第3章第3節1(2)で検討する。

税理士報酬返還に関する原状回復請求については、填補対象とはならない（特別約款1条、6条8号）。

被保険者が依頼者に対して起こした報酬請求については、そもそも被保険者に対する請求（特別約款1条）ではないので、当然のことながら填補対象とはならない。

19. 東京地裁平成10年判決事件【19事件】

① 東京地裁平成10年9月18日判決（控訴。判タ1002号202頁）【19判決】

この事件は、相続税の申告に関して、次のとおり税理士の責任を追及したものである。

まず、第1に、依頼人は最も相続税が安くなるように依頼したが、税理士は配偶者の税額軽減措置を限度額いっぱい利用できる分割協議案を作成しなかった。そのため、依頼人は相続税過大納付による損害が発生したとして、3,012万円強を請求した。裁判所は、借入金債務を看過して分割協議案を提案したことに税理士の過失があったとしたが、損害額については

900万円を賠償すべき額と認めた。

第2に、税理士の申告内容には、控除対象となる債務や税金の計上漏れがあり、また、相次相続控除の適用漏れがあったため、依頼人は後日別の税理士に依頼して更正の請求を行い、相続税の減額処分を受けることができた。この別の税理士の報酬として支払った315万円を請求し、裁判所は同額の賠償を命じた。

第3に、税理士に支払った報酬分の損害を被ったとして賠償を求めたが、一応の申告手続はなされているとして、裁判所は請求を棄却した。

② 税賠保険適用の検討

上記第1および第2の請求については、税賠保険の填補対象となる。

第3の請求については、税理士の報酬返還に関する請求であり、税賠保険では填補されない(特別約款1条、6条8号)。

20. 神戸地裁平成10年判決事件【20事件】

① 神戸地裁平成10年12月9日判決(控訴。判時1685号77頁)【20判決】

この事件は、相続税の申告に関して、次のとおり税理士の責任を追及したものである。

まず、第1に、分割前の期限内申告について、税理士の延納に関する助言義務違反により延納できず、銀行借入せざるを得なかったため金利損害が発生したとして、1,203万円強を請求した。裁判所は、税理士は、延納手続について一応の説明をしているし、また、原告たる依頼人が延納条件(金銭納付が困難であることや、担保を提供すること)を満たしたのか疑わしいとして、請求を棄却した。

第2に、分割後の修正申告について、税理士が不当な債務処理方法を適用し、また、相続財

産の分割協議内容に関する税理士の助言義務違反があり、その結果、配偶者税額軽減枠が十分に活用されなかったため、過大な相続税負担が発生したとして1,476万円強を請求した。

裁判所は、債務処理方法に関しては、税理士は依頼人の了解の下に行動しており、また、生前贈与処理は依頼人全体の利益にかえて反するので、税理士には義務違反がなかった。また、相続財産分割協議への助言に関しては、税理士は本件において助言義務を負う状況になかったし、仮に税理士が助言していたとしても、助言どおりの分割協議が成立することは不確実であったとして、請求を棄却した。

② 税賠保険適用の検討

延納に関する税理士の助言義務違反による銀行借入の金利損害や、税理士の不当な債務処理方法による過大な相続税相当額の損害については、填補対象となり得る。

なお、相続財産の分割協議に関する税理士の助言漏れによる過大な相続税相当額の損害については、第3章第2節3(2)で検討する。

第3章 税賠保険制度の検討

第1節 裁判例と税賠保険の適用

前章では、判例に表れた税理士の民事責任について、裁判例毎に税賠保険の適用可能性を検討した。具体的には、損害賠償責任を填補する賠償保険金や、税理士の費用を填補する費用保険金(主に、税理士の防御費用を填補する争訟費用保険金)が填補対象となり得るか否かについて個々に検討した。

その結果、全体的な傾向として言えるのは、賠償保険金・費用保険金ともに填補対象となる可能性のある請求原因は一定程度存在する(【2

事件¹⁵⁾、【3事件】、【5事件】、【8事件】、【10事件】、【11事件】、【13事件】、【14事件】、【16事件】、【17事件】、【18事件】、【19事件】、【20事件】)。

他方、賠償保険金・費用保険金ともに填補対象とはならない事案も少数ながら存在する。たとえば、故意免責条項（普通約款5条1号）ないし加害行為免責条項（6条1号）に抵触する事案（【1事件】）や、名義貸しにより法令違反免責条項（特別約款6条1号）に抵触する事案（【2事件】¹⁶⁾）や、填補要件である損害賠償請求（特別約款1条）に該当せず、また、免責条項（特別約款6条8号）にも抵触する税理士報酬返還請求事案（【11事件】、【13事件】、【18事件】、【19事件】）である。なお、「税理士としての業務の遂行にあたって」という填補要件（特別約款1条、3条）に該当するか否か微妙な事案が存在する（【2事件】、【8事件】、【12事件】、【20事件】）。

そして、多いのは、附帯税免責条項（特別約款5条1項）に抵触したり（【2事件】、【3事件】、【4事件】、【5事件】、【6事件】、【8事件】、【9事件】、【10事件】、【11事件】、【15事件】、【18事件】）、「本来納付すべき税額」の免責条項（特別約款5条2項）に抵触する（【4事件】、【6事件】、【7事件】、【10事件】、【15事件】）がために、賠償保険金部分が税賠保険では免責となって、争訟費用保険金部分のみが税賠保険の填補対象となるものである¹⁷⁾。特に、そもそも附帯税に関する損害賠償請求が多く、それ

らが全て税賠保険では附帯税免責条項に抵触している¹⁸⁾。

以上の検討結果を鑑みるに、まず、賠償保険金・費用保険金ともに填補対象とはならない事案については、故意免責条項や加害行為免責条項や法令違反免責条項に抵触する事案を保険填補の対象とならないのは当然であるし、また、税理士報酬返還請求事案の保険填補は、専門家の職業リスクに関する損害賠償責任を担保するという専門職業人向け賠償責任保険の構造としてはなかなか困難である。けれども、「税理士としての業務の遂行にあたって」という填補要件については検討を進める余地がある。

また、附帯税免責条項や「本来納付すべき税額」の免責条項に抵触するがために、賠償保険金部分のみが税賠保険では免責となることが多く、やはり検討を進める余地がある。

そこで、以下では、「税理士としての業務の遂行にあたって」という填補要件と、特別約款5条（特に、特別約款5条1項の附帯税免責条項）の検討を進めることにする。

第2節 填補要件としての税理士業務の遂行

税賠保険で担保されるのは「税理士としての業務」（特別約款1条、3条）に関する職業リスクであるが、これが税理士法2条の一部に由来していることは前述のとおりである（第1章第1節4参照）。つまり、税賠保険の担保リスクとなるか否かは、税理士法2条の業務該当性に一

15) 税理士の名義貸しの問題がないとした場合である。

16) 【7事件】や【13事件】も同様の可能性がある。

17) 第2章冒頭で説明したとおり、争訟費用保険金については、正確には、被害者に対する支払が免責となる。

18) なお、以上はあくまでも公表判例に対する税賠保険の適用可能性を検討したものにすぎず、当然のことながら、実際には紛争が裁判に発展せずに解決されることの方がはるかに多い。そして、訴訟外で解決されている税理士の民事責任に関する紛争については、税賠保険でかなりの保険填補がなされていることも忘れてはならない。

応はリンクしているのである。

そこで、本節では、判例で税理士業務か否かが争われた事例を通して、「税理士としての業務の遂行にあたり」という税賠保険の填補要件の意義を考えることにする。具体的には、会計帳簿の調整、生命保険募集人の紹介、付随義務を取り上げる。

1. 会計帳簿の調整

【2事件】では、会計帳簿の調整を税理士業務と捉えるかどうかの問題となったが、裁判所は会計帳簿の記載の調整は会計士のなすべきことであって、税理士の義務権限外であると述べている（【2判決】）。ここで、税理士法2条2項の「会計帳簿の記帳代行」との関係が問題となるが（山田二郎 [1988] を参照）、この問題には立ち入らない。

2. 生命保険募集人の紹介

相続税対策として、生命保険の一種である変額保険が利用されることがある（特に、1980年代後半から1990年代初頭の、いわゆる「バブル経済」の時期には盛んに利用された）。そして、この変額保険の加入検討時に税理士が関与することがあるが、後日、変額保険によって多額の損失を被った保険契約者から、税理士が責任追及されることもある。こうした場合に、税理士の関与が税賠保険の填補対象となるか否かが問題となる。

【13判決】は、税理士の説明義務違反があるとして税理士の損害賠償責任を認めたが、【12判決】は、税理士の関与内容は単なる生命保険募集人の紹介にすぎないとして税理士の損害賠償責任を否定した。

3. 付随義務

付随義務は、税理士が税務代理や税務書類作成等を受任した場合に、その助言義務がどの範囲にまで及ぶのかという形で問題となることが多い。

(1) 納税方法

相続税の申告を受任した税理士が納税方法についてまで助言義務を負うか否かの問題である。

具体的には、延納手続について助言義務の対象となるか否かが争われた事案がある（【8事件】、【19事件】¹⁹⁾。横浜地裁判決（【8①判決】）では、納税方法に関する助言は付随義務の対象ではないとしたが、控訴審たる東京高裁判決（【8②判決】）では、付随義務の対象であるとしたうえで税理士の責任を肯定した。神戸地裁判決（【19判決】）も付随義務の対象となるとしつつも、当該事案に関する具体的な判断として、税理士の責任を否定した。

(2) 相続財産分割協議への助言

相続における相続財産分割協議は必ずしも税負担の観点からのみ行われるものではないが、税理士の助言が有用な場合があることも事実であり²⁰⁾、こうした助言が付随義務の対象になるか否かが問題となる²¹⁾。

神戸地裁判決（【20判決】）は、相続財産分割

19) なお、相続農地の納税猶予手続（【3事件】）や相続税の物納手続（【11事件】）が問題となった事案もあるが、それらでは付随義務としてではなく、もともとそうした納税方法の利用を税理士が依頼されていた事件である。

20) 特に、相続人間で相続財産分割に関して全く紛争が生じておらず、単に、税負担の極小化の観点からのみ分割方法を検討する場合もあり得よう。たとえば、【19事件】がそうである。

21) 【19事件】は、税理士はまさに分割方法について税務相談を受けており、付随義務が問題となる事例ではない。

協議について税理士が助言義務を負う場合があることを前提としつつも²²⁾、当該事案では税理士に債務不履行はなかったと判断している。

4. 検討

本節では、会計帳簿の調整、生命保険募集人の紹介、付随義務といった、裁判で争われた事例を基に、税理士業務に該当するか否かに関する裁判所の判断を見てきた。

判決内容の当否はともかくとして、【2判決】では会計帳簿の調整は税理士の義務権限外であって、税理士の受任内容ではないとしたし、

【12判決】では税理士は単に生命保険募集人を紹介したにすぎず、変額保険に関する助言義務はないとしているし、【8①判決】では相続税の納付方法の助言は税理士の付随義務の対象外であるとしたし、【20判決】では相続における遺産分割協議への助言について税理士の付随義務の対象外となる場合もあることの含みを持たせている。

つまり、これらの事件で原告が税理士の作為義務違反だと主張している不作為（会計帳簿の調整、変額保険内容の助言、納税方法の助言、遺産分割協議内容の助言）自体は、具体的な状況次第では、税理士の受任業務でも、また、受

任業務に付随する義務の内容でもないといわれる場合があり得ることを示している²³⁾。さらに、【2判決】は、会計帳簿の調整はたとえ税理士が受任していたとしても、そもそも税理士法2条の税理士業務には該当しないと判断している²⁴⁾。

すなわち、こうした不作為自体は「税理士業務の遂行にあたり」という税賠保険の填補要件の「税理士業務の遂行」には該当しないことになる（したがって、他に何ら「税理士としての業務」が存在しない場合には、税賠保険の填補対象とはならず、争訟費用保険金すらも支払われないことになる）。

けれども、税賠保険の填補要件は「税理士としての業務の遂行にあたり」となっており（特別約款1条）²⁵⁾、原告が作為義務違反だと主張している不作為が、その不作為とは別の、もともと受任した別の税理士業務の遂行にあたって問題となっているのであれば、税賠保険の填補対象になると考えてよいと思われる。

たとえば、会計帳簿の調整の不作為に関して、もともと税理士が受任していたのは法人税確定申告である（【2事件】）。変額保険内容の助言の不作為に関して、もともと税理士が受任し

22) ただし、税理士側も、相続財産分割協議に関する助言がそもそも付随義務とはなり得ないとの主張はしていないようである。

なお、配偶者税額軽減枠を完全に使いきるような相続財産分割を勧めることが税理士の職務上の注意義務の内容になる訳ではない。【19判決】を参照。

23) 【12事件】は不法行為に基づく損害賠償請求事件であり、正確には、原告は税理士の受任業務やそれに伴う付随義務に関する義務違反を直接追及している訳ではない。

なお、不法行為として請求を構成しているのは、生命保険の勧誘が生命保険募集人でないと行い得ないため（旧保険募集の取締に関する法律9条。現保険業法275条）であると思われる。

24) また、【12事件】に関連することであるが、生命保険の募集自体は税理士業務ではないことにつき、前注を参照。

25) 他の専門職業人向け賠償責任保険では、公認会計士職業危険特別約款1条、建築家職業危険特別約款1条、司法書士職業危険特別約款1条が同様の表現となっている。

なお、「・・・業務の遂行により」であるとか、「・・・業務の遂行に起因して」というように、業務遂行の起因性を強く求める表現になっている専門職業人向け賠償責任保険もある（ただし、表現の相違によって、ここで取り上げている問題の考え方が必ずしも異なることにはならない）。前者の表現例としては、たとえば、医師特別約款1条がある。後者の表現例としては、たとえば、弁護士職業危険特別約款1条、日本医師会医師特別約款1条、測量士職業危険特別約款1条、弁理士職業危険特別約款1条がある。

ていたのは相続税対策の税務相談である（【12事件】）。納税方法の助言の不作为に関して、もともと税理士が受任していたのは遺産分割協議成立後の相続税期限後申告である（【8事件】）。そして、遺産分割協議の助言の不作为に関して、もともと税理士が受任していたのは遺産分割協議成立後の相続税修正申告である（【20事件】）。

このようにこれらの事件では、税理士がもともと受任している業務が税理士法2条の税理士業務であり、ひいては税賠保険における「税理士としての業務」（特別約款1条、3条）に該当することは言うまでもない。したがって、原告が作為義務違反だと主張している不作为自体が受任対象外かつ付随義務外の業務であっても（さらに、それが税賠保険における「税理士としての業務」に該当しなくとも）、そうした不作为に関してもともと受任している業務が「税理士としての業務」に該当すれば、税賠保険の填補対象と考えてもよいのではないかと思われる。

なお、税賠保険の填補対象は受任業務に関する損害賠償責任のみには限定されておらず、受任対象外の行為に関する損害賠償責任も填補対象となり得る。そこで、受任対象外かつ付随義務外の業務であるにもかかわらず、税理士が積極的に行った作為の内容や結果が損害賠償請求の原因となるときにも税賠保険の適用が問題となるが、この場合には、やはり当該作為自体が

「税理士としての業務」に該当しなければ税賠保険の填補対象とはならないと考えられる²⁶⁾。

第3節 附帯税免責条項

第1節で述べたとおり、少なくとも裁判例に表れた事案においては、特別約款5条、特に附帯税免責条項（特別約款5条1項）に抵触して、税賠保険の填補対象とならない事案が多い。そこで、ここでは、附帯税免責条項の解釈上の問題を取り上げるとともに、若干の立法論的提言（約款改定提言）を行う。

1. 現行約款解釈上の問題

(1) 督促手数料損害相当額

もともと附帯税制度には、期限内の申告・納付の促進、申告納税制度や徴収納付制度に違反する者に対する処罰・制裁といった制度目的がある。しかるに、税賠保険で附帯税を担保することになると、こうした附帯税制度の目的が阻害される惧れがあるため、附帯税免責条項が設けられている。なお、附帯税の一種である過怠税（印紙税の不納付や消印漏れに対して課されるもの²⁷⁾は、免責の対象になっていない。これは、印紙税に関する事務が税理士業務から除外されている（税理士法2条）ためであると思われる。

ところで、附帯税自体ではないが、納税を督促するための費用負担である督促手数料（【10事件】参照。なお、督促は滞納処分の前提要件であり、納期限までに納付されない租税の納付を催告する行為である）に関しては免責とはなっていない。期限内の申告・納付の促進という附

26) たとえば、【1事件】は、「税理士としての業務の遂行」とは言い難いと思われる。

またたとえば、相続税対策の相談において、受任していないにもかかわらず、また、当然付随義務でもないにもかかわらず、生命保険の募集行為を行い、この募集行為に問題があったとして損害賠償責任が追及されることがあり得よう。この場合も、生命保険の募集行為は「税理士としての業務の遂行」ではないので、税賠保険では填補されないことになる。

27) なお、印紙不貼付の場合に課される過怠税については、納付しなかった印紙税の額に相当する部分は本来の税額の追徴であり、附帯税ではない。

帯税制度の趣旨を維持するために附帯税免責条項が存在するのであれば、督促手数料も免責とすべきとも言える。しかしながら、約款では督促手数料を免責とする旨は明記されておらず、むしろ普通保険約款における免責条項の適用範囲を制限的に解釈する考え方からは（名古屋高裁平成2年11月28日判決・判例時報1379号85頁。また、中西 [1992], 42頁を参照）、明記されていないことの反対解釈として、督促手数料損害相当額に関する賠償保険金については、税賠保険で填補せざるを得ないと考えられる。

（2）附帯税損害相当額の損害賠償請求のための弁護士費用

附帯税免責条項によって、附帯税自体に関する賠償保険金は免責となる。けれども、被保険者たる税理士が争訟のために要する費用（典型的には、訴訟防御のための弁護士費用）については、争訟費用保険金として填補対象となる。なぜなら、附帯税免責条項の対象は、「被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出」（すなわち、賠償保険金）に限定されており、費用保険金には適用されないためである。

なお、こうした事情は「本来納付すべき税額」に関する免責条項（特別約款5条2項）も基本的には同様である。正確には、免責の対象は、「被保険者が被害者に対して行う（名目のいかんを問いません。）」に限定されており、被害者に対して支払うことのないような費用保険金については本免責条項は適用されない。

したがって、現行約款上も、いわゆる過小申告事案においても被保険者たる税理士の争訟費用は税賠保険で填補されることになる（前述第1章第3節1参照）。

ここで問題となるのは、附帯税損害相当額の損害賠償請求のために必要となる弁護士費用

を、依頼人が税理士に損害賠償請求し、かつ、この請求が認められた場合に、この弁護士費用も賠償保険金の填補対象となるのか、あるいは、附帯税免責条項に抵触して賠償保険金は免責となるのかである（【3事件】【5事件】【9事件】【15事件】【18事件】参照）。

ちなみに、こうした弁護士費用の請求については、賠償すべき損害としては認めない裁判例がある一方で（たとえば、【9②判決】【18判決】）、賠償すべき損害として認める裁判例もあるので（【5判決】【15①判決】【15②判決】²⁸⁾）、賠償保険金として填補可能かどうかを検討する実質的意義がある。

結論としては、填補対象とせざるを得ないと考える。まず、特別約款5条1項の文理解釈では免責主張はできない。また、本条項は特定の賠償責任全体を免責とするものではなく、特定の損害（ここでは附帯税相当損害）に関する賠償保険金のみが免責となっているに過ぎない。すなわち、附帯税相当損害以外の損害までを免責とするものではない。さらに、本条項の趣旨（次述2参照）からしても、被害者の弁護士費用に関する損害賠償責任まで免責とするものではないからである。

なお、税理士報酬返還請求のための被害者たる依頼人側の弁護士費用請求については（【13事件】参照）、特別約款1条や特別約款6条8号によって、報酬返還義務あるいは報酬相当額の賠償責任全体が税賠保険では無責あるいは免責となるものであるため、填補対象にはならないも

28) なお、附帯税に関するものではないが、【13判決】も同様である。この事件では、税理士報酬返還請求（税賠保険では填補対象とはならない）に関して要した弁護士費用について、損害賠償請求がなされている。

のと考えられる（この点で、ある賠償責任のうちの特定の損害のみを免責とする特別約款5条とは根本的に異なる）。

2. 立法論的提言—延滞税・利子税損害相当額の担保—

附帯税免責条項では、過怠税を除いて、附帯税に関する賠償保険金は一律に免責となっている。しかしながら、附帯税の中でも延滞税（【2事件】【5事件】【6事件】【8事件】【9事件】【10事件】【15事件】【18事件】）や利子税（【3事件】【11事件】）は、加算税や重加算税（なお、重加算税事案は特別約款6条6号により、賠償保険金のみならず全て免責となっている）とはやや性格を異にする。

そもそも、延滞税（国税通則法60条1項）の性格は、私法上の債務関係における遅延利息に相当するものであり（納付遅延に対する民事罰。東京高裁昭和43年11月12日判決・税務訴訟資料58号316頁）、期限内に申告・納付した者との負担の公平を図るとともに、期限内の申告・納付を促進するものである（金子 [1999], 502頁）。また、利子税は延納や納税申告書提出期限延長が認められた場合（国税通則法64条1項）の約定利息の性質を持つものである（金子 [1999], 504頁、品川 [1996②], 31頁、36頁）。したがって、延滞税や利子税は附帯税の一種ではあるが、処罰や制裁の意図はないものと言える²⁹⁾。むしろ、処罰や制裁の意図があるのは加

算税³⁰⁾や重加算税である。

とすると、税賠保険で延滞税・利子税損害相当額に関する賠償保険金を填補することにしても、法律上の処罰や制裁に該当するものを保険で填補することにはならない。また、上記のとおり、税理士の損害賠償責任が問題となる事例では、延滞税・利子税に相当する損害の賠償を求められることが圧倒的に多く、こうした損害を填補する保険需要はきわめて大きい（なお、保険填補により税務行政に支障があるとしても³¹⁾、少なくとも、利子税損害相当額に関する賠償保険金の保険填補は可能であろう）。

したがって、立法論（約款改定案）ではあるが、附帯税免責条項から延滞税・利子税（地方税法における延滞金を含む）損害相当額に関する賠償保険金を外す約款改定を行うか（他の諸条件が現状どおりであれば、保険料の値上げを伴うことになろう）、または、延滞税・利子税（地方税法における延滞金を含む）損害相当額に関する賠償保険金を復活担保する特約条項を新設すべき（特約保険料を徴収することになろう）であると考えられる。あるいは、仮に、延滞税部分の保険填補が困難だとすると、少なくとも利子税（地方税法における延滞金のうち、利子税に相当するものを含む）損害相当額に関しては、保険填補の途を拓くべきである。

たとえ、こうした約款改定を行ったとしても、税務行政に支障をきたすことにはならないと思われる。そもそも、税賠保険で賠償保険金

29) 判例によれば、延滞利子税は本税を延滞したことによる利子であり、刑罰にあたらぬことはもとより、行政罰にもあたらない（重加算税、過小申告加算税は行政罰である）、とされている（東京高裁昭和43年12月10日判決・税務訴訟資料58号786頁）。

なお、延滞税には行政上の制裁的機能があるとの意見もあるが（品川 [1996②], 1頁）、この見解においても利子税については行政上の制裁的機能を認めていない。

30) 加算税についても、刑事制裁とは異なる特別の経済的負担であって、「処罰ないし制裁の要素は少ない」とされている（金子 [1999], 507頁）。ましてや、延滞税・利子税には処罰・制裁の意図はない（あるいは、ほとんどない）と言って良いだろう。

31) 国税庁の見解として、加算税・延滞税の保険填補は税務行政上問題があると昭和53年に指摘されている。石田他 [1988], 100-101頁、石田 [1988], 10頁参照。

が支払われるためには、税理士に法律上の損害賠償責任が発生することが要件となっている（延滞税・利子税を自動的に填補するものではない）。また、仮に税理士が損害賠償責任を負う場合であっても、重加算税事案では延滞税・利子税も含めて税賠保険は全て免責となるし（特別約款6条6号）、不正に賦課・徴収を免れたり税還付を受けたりすることに税理士が関与していれば、延滞税・利子税も含めて税賠保険は全て免責となるし（特別約款6条2号）、保険事故の原因事故発見後には税理士に損害防止義務が発生するので（普通約款10条1項2号）、徒に納付を遅らせてもその部分の賠償金は税賠保険の填補対象とはならないからである（同条3項）。

なお、延滞税・利子税損害相当額に関する損害賠償額の認定においては、損益相殺がなされることが多い。たとえば、損益相殺を肯定する判例として、【10①判決】（京都地裁）、【10②判決】（大阪高裁）、【11判決】（東京地裁）がある。他方で、損益相殺を否定する判例も存在する（【5判決】（東京地裁）³²⁾）。なお、損益相殺について判断していない判例もある³³⁾。したがって、仮に税理士に延滞税・利子税損害相当額に関して損害賠償責任が発生しても、損益相殺がなされることが多く、延滞税・利子税相当額の全額が税賠保険でも賠償保険金として支払われることにはならない（当然、過失相殺事由が存

在すれば、別途、過失相殺がなされる）。

〔参 考 文 献〕

- 新井隆一 [1997]『現代税務全集34税理士業務と責任』ぎょうせい
 新井隆一 [1998]「税理士の民事責任・序説」日税研論集39号
 石田満 [1988]「税理士の責任の範囲と損害賠償をめぐる問題点—税理士賠償責任保険の内容を中心に」税理31巻5号
 石田満他 [1988]「新保険の動向」損害保険研究50巻1号
 石田満 [1994]「税理士賠償責任保険」山川一陽＝根田正樹編『専門家責任の理論と実際：法律・会計専門家の責任と保険』新日本法規出版
 市嶋裕二 [1997]「最近の税賠保険請求事例の傾向」税理40巻5号
 大江晋也＝岩下忠吾編 [1997]『税理士職業賠償責任事例からみた税理士の注意義務』ぎょうせい
 加藤義幸 [1995]「税理士の民事責任」税法学534号
 加藤義幸 [1996]『税理士法と民事責任』六法出版社
 金子宏 [1999]『租税法』（7版）弘文堂
 後藤正幸 [1996]「専門家としての税理士の責任」税法学536号
 佐藤義行 [1990]「職業上の善管注意義務と賠償責任」税理33巻8号
 崎山裕司 [1997]「税賠保険の加入手続き」税理40巻5号
 品川芳宣 [1996①]「物納申請をしなかったことに対する税理士の損害賠償責任」税研1996年3月号
 品川芳宣 [1996②]『附帯税の事例研究』（新版）財経詳報社
 首藤重幸 [1993]「税理士の責任—民事上・行政上・刑事上—」日税研論集24号
 首藤重幸 [1998①]「税理士の業務における履行不能の責任」日税研論集39号
 首藤重幸 [1998②]「勤務税理士の民事責任」日税研論集39号
 須藤英章 [1994]「税理士の義務と責任」山川一陽＝根田正樹編『専門家責任の理論と実際：法律・会計専門家の責任と保険』新日本法規
 関根稔 [1996]「善管注意義務が問われる責任の範囲」税理39巻7号
 高野幸大 [1998]「税理士の業務における履行遅滞の責任」日税研論集39号

32) 税理士の損害賠償責任が追及された事例ではないが、延滞税損害相当額の認定において、損益相殺を一般的には認めながらも、当該事案では損益相殺の主張は信義則に反するとした判例がある。東京地裁平成9年7月10日判決・判時1636号96頁判タ962号176頁参照。

33) 【6判決】（神戸地裁）、【8②判決】（東京高裁）、【9②判決】（大阪高裁）、【18判決】（千葉地裁）がそうである。これらの事案では、税理士側で損益相殺の主張をしなかったのではないと思われる。

- 田中治 [1998] 「税理士の業務における不完全履行の責任」日税研論集39号
- 東京海上火災保険 [1993] 「税理士業務をめぐる損害賠償－税理士職業賠償責任保険」税理36巻17号
- 鳥飼重和 [1995] 「税理士事務所の危機管理－Q & A 税理士賠償責任保険」税理38巻9号
- 鳥飼重和＝本郷尚＝実藤秀志 [1996] 『税理士事務所のリスク対策』六法出版
- 長尾治助 [1996] 「税理士には相続税修正申告の事務処理にあたり委任者へ延納許可申請の助言・指導義務があるとした事例」判例評論445号（判例時報1552号）
- 中西正明 [1992] 「自家用自動車保険の他車運転危険担保特約2条にいう『配偶者』には内縁の関係にある者は含まれるか」判例評論399号（判例時報1412号）
- 浪花健三 [1997] 「租税回避と税理士の責任」税法学537号
- 南部孝男 [1999] 『ケース・スタディ税理士の損害賠償責任』清文社
- 日本税理士会連合会業務対策部 [1996] 「税理士業務に関する損害賠償責任とその対応」日本税理士会連合会
- 布川博史 [1995] 「依頼者に対する税理士の民事上の責任」税経通信1995年11月号, 12月号
- 林仲宣 [1997] 「いわゆる2億8,000万円賠償事件で考える税理士の職務と責任」税法学537号
- 松沢智 [1995] 『税理士の職務と責任』（3版）中央経済社
- 水野忠恒 [1998] 「税理士の不法行為責任」日税研論集39号
- 南川諦弘 [1990] 「税理士に対する相続税納税猶予の要件についての説明義務違反を理由とする損害賠償請求が棄却された事例」判例評論378号（判例時報1349号）
- 山崎敏彦 [1997] 「税理士の業務上の過誤責任」判例タイムズ940号59頁
- 山田二郎 [1988] 「税理士に対する申告手続の懈怠などを理由とする損害賠償請求」月刊税務事例20巻1号
- 山田二郎 [1997] 『税理士業務の民事責任とその対策』東林出版社
- 山田充 [1997] 「保険会社による税賠償の損害処理」税理40巻5号
- 山田熙 [1998①] 「税賠事例における損害賠償額の実務的検討」日税研論集39号
- 山田熙 [1998②] 「税理士の使用者責任」日税研論集39号
- 吉澤卓哉 [1996] 「税理士職業賠償責任保険における保険事故の傾向」税理39巻7号
- 吉澤卓哉 [1997] 「税賠償の適用対象範囲と免責事由」税理40巻5号

〔九州大学経済学部客員助教授〕